

## 岡山市難聴児補聴器購入費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、予算の範囲内において岡山市難聴児補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

### (交付対象児)

第3条 助成金の交付対象児（以下「対象児」という。）は、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の難聴児であること。
- (2) 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること。ただし、医師が装用の必要性を認めた場合は、30デシベル未満であっても対象とする。
- (3) 身体障害者手帳の交付の対象ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請に係る障害児及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、助成金の交付申請のあった月の属する年度（助成金の交付申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定により控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）が46万円以上である場合には、対象児としない。

3 前項に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 第2項に規定する所得割の額を算定する場合には、第1項の申請に係る障害児及びその属する世帯の他の世帯員が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費は、補聴器又は補聴援助システム（以下「補聴器等」という。）の購入又は製作に要する経費（当該補聴器等を購入又は交付決定のあった日からそれぞれ5年を経過するごとに買い替えるための経費を含む。以下「購入費」という。）とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、5年を経過しないで買い替える場合も助成の対象とするものとする。

（助成金額）

第5条 助成金額は、購入費と、別表1の補聴器の名称の欄に掲げる補聴器の名称及び別表2の補聴援助システムの名称の欄に掲げる補聴援助システムの名称の区分に応じ、それぞれ1台当たりの基準価格の欄に掲げる額とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

2 補聴器（補聴援助システムは除く。）は、装用効果の高い側の耳への片側装用を原則とし、市長が、教育、生活上等特に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとする。この場合において、助成金額は、左右それぞれの耳について前項の規定により算定した額を合算した額とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の医師が、対象児の聴力検査を実施した後に申請者に対して交付した難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（3歳未満）（様式第2号）又は難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（3歳以上）（様式第3号。以下これらを「意見書」という。）

（2） 身体障害者手帳の交付申請をした難聴児については、身体障害者手帳交付に係る却下決定通知書の写し

(3) 意見書の処方に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店が作成した見積書

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、必要な審査を行い、その適否について書面により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、岡山市障害者更生相談所に補聴器等の構造、機能等に関する技術的な意見を聴くことができる。

2 前項後段の規定にかかわらず、市長は、補聴器の両側への装用、軟骨伝導式補聴器・骨導式カチューシャ型補聴器又は補聴援助システムに係る交付申請があったときは、その適否について、岡山市障害者更生相談所に意見を求めるものとする。

(補聴器購入)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、第6条第3号に規定する見積りを依頼した業者から、補聴器等を購入しなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(助成金の請求及び支払)

第10条 規則第19条第2項に規定する請求は、難聴児補聴器購入費助成金請求書(様式第4号)に領収書を添えて行わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以降に申請のあったもの又は第7条の規定による交付決定を受けたものにあつては当該交付決定の日から5年を経過したものから適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以降

に申請のあったもの又は第7条の規定による交付決定を受けたものにあつては当該交付決定の日から5年を経過したものから適用する。ただし、第7条の規定による交付決定が補聴器のみに係る交付決定である場合には、当該交付決定の日から5年を経過していない場合でも、補聴援助システムに係る申請を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

補聴器の名称	1台当たりの 基準価格(円)	備考	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	41,600	価格は電池を含む。 身体の障害の状況によりイヤホン を必要とする場合は、9,000円を 加算する。 ベビー型の場合は4,500円を加算 する。	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900		
高度難聴用ポケット型	41,600		
高度難聴用耳かけ型	43,900		
重度難聴用ポケット型	55,800		
重度難聴用耳かけ型	67,300		
耳あな型（レディメイド）	87,000	価格は電池を含む。 対象者は、ポケット型及び耳かけ 型の補聴器の使用が困難で真に必 要な者とする。 特に、オーダーメイドの場合は、 障害の状況、耳の形状等レディメ イドで対応不可能な者とする。	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000		
骨導式ポケット型	70,100	価格は電池、骨導レシーバー及び ヘッドバンドを含む。	
骨導式眼鏡型	127,200	価格は電池及び平面レンズを含 む。	
骨導式カチューシャ型	180,000	価格は電池を含む。 対象者は、その他補聴器の使用が 困難で真に必要な者とする。	
軟骨伝導式	175,000	価格は電池を含む。 対象者は、その他補聴器の使用が 困難で真に必要な者とする。	

別表 2 (第 5 条関係)

補聴援助システムの名称	1 台当たりの 基準価格(円)	備考	耐用年数
送信機	1 2 8, 0 0 0	充電池を含む。	5 年
受信機	9 2, 0 0 0		
オーディオチュー	5, 0 0 0		

備考 補聴援助システムについては、就学以降又は 6 か月以内に就学予定の交付対象児で、教育、生活上等の諸条件に基づき必要と認められる場合に交付できるものとする。